

**第9回介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会  
～一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制導入が大筋で合意～**

10月30日(月)、第9回「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」が開催され、第8回での意見を踏まえた対応案と対応の方向性に関する取りまとめ(案)が示された。

福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化に関しては、前回での意見をもとに追記、修正が行われた8つの対応方針案を確認、了承された。

貸与と販売の選択制のあり方については、貸与原則を堅持しつつも特定福祉用具販売の対象となる種目・種類の例外の範囲が拡大され、「固定用スロープ」、「歩行器」、「単点杖」、「多点杖」については、福祉用具貸与だけでなく、特定福祉用具販売においても介護保険の給付対象に加えることとする取りまとめ(案)が示され、大筋で合意が確認された。



本レポートでは、取りまとめ(案)の概要と本検討会で岩元理事長が発言した内容について報告する。

■選択制の対象となる種目・種類について

・「固定用スロープ」「歩行器」(※1)「単点杖」「多点杖」の4つとする。

※1 対象種目である「歩行器」は種類ごとに「歩行車」若しくは「歩行器」に区分することができ、選択制の対象として考えられるのは種類としての「歩行器」である。

・固定用スロープ等については、複数個支給を認めるよう国から自治体への通知を行う。

■対象者の判断と判断体制・プロセスについて

・一律に対象者を限定することは困難であることから、選択制の対象者は限定されない。

・選択制の対象となる福祉用具を利用する場合は、利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択することができる。

・選択について検討を行う際は、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種の見解を反映させるために、サービス担当者会議等を活用することや、介護支援専門員が各専門職への「照会」により意見を聴く方法も可能とする。

・介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、取得可能な医学的所見等に基づきサービス担当者会議等で得られた判断を踏まえ、利用者等に対し、貸与又は販売に関する提案を行う。

■貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

1. 貸与後のモニタリングのあり方

・各種調査研究結果によるモニタリングの実施時期の実態や分岐月数を踏まえ、福祉用具専門相談員は、利用開始後少なくとも「6ヶ月以内に一度」モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行う。

・また、利用開始から6ヶ月以降においても、必要に応じて、貸与継続の必要性について検討を行う。

2. 販売後の確認やメンテナンスのあり方

・選択制の対象となる福祉用具を販売した場合、福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。

・保証期間を超えた場合であっても、利用者等からの要請に応じて、使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等(メンテナンス)を行うよう努める。

・利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

■特定福祉用具販売における同一年度の支給基準限度額について

・選択制導入による限度額への影響や限度額を超過する利用者の傾向等について、選択制導入後に実態を把握しその結果を踏まえ、今後検討を行うこととする。

